

三浦市議会議員政治倫理審査会記録 (草間道治議員・第5回)

- 日 時 令和7年9月30日 午後1時57分～午後3時00分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 政治倫理基準違反の行為の存否について
- 出席委員 委員長 長島満理子
副委員長 下田 剛
委 員 森谷久一郎、寺田一樹、出口景介、石崎遊太、千田征志、
小林直樹
- 調査対象議員 草間道治
- 出席議会事務局職員 福田正雄議会事務局長、長島ひろみ議会総務課長、
高田美緒議事グループリーダー

○委員長 おはようございます。ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開きます。

本日は、前回に引き続き政治倫理基準違反の行為の存否についての審査を進めてまいります。

本日は、調査請求の対象議員であります草間道治議員からの聴取を行います。あらかじめ出席の要請をさせていただいておりますので、草間議員はご出席をお願いいたします。

[草間道治議員 着席]

○委員長 調査請求の対象議員であります草間道治議員から事情をお聞きするため、ご出席を頂きました。

本日は、まず、調査請求の対象とされた件について全体的な説明を頂き、その後、各委員から質疑をいたしますのでお答えください。

また、政治倫理条例施行規程第8条では、当該議員に意見を述べる機会を与えることになっております。この意見も併せた形でお話しいただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

では、草間議員から説明、ご発言をお願いします。着座をお願いします。

○草間議員 まず、今回このような形で私の発言について調査請求が出されたことについて、改めて当審査会の皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけしていることに対しまして陳謝をしたいと思います。大変いろいろご迷惑をおかけしております。

それでは、少し今回の件について説明をさせていただきたいと思っております。

皆さんもご存じのように、私も議員になってから18年がたち、これまで二元代表制の一人の議員として議会の役割であります行政のチェック、このことを重点的にこれまで一般質問あるいは議案質疑等の中で、議会活動をやらせていただいた経緯があります。そういった中で様々な疑念

に対して一般質問という場を通して、修正あるいは問題点について質問をさせていただいている部分がありまして、今回の件についても既に皆さんもご存じのように、第2回定例会あるいは第3回定例会において、現市長であります出口嘉一市長のSNSの発信等で問題があるということで特別委員会なども設置をされているところであります。そして、2回、3回の定例会においてそれぞれの議員からも様々な問題点について質問をされ、その都度、出口市長からも、調査不足等の部分で反省の弁を述べられていることであり、異例の事態が起きている状況であります。

その中で、第2回定例会において、自分の一般質問の中で土下座という言葉が発してしまったという点については、改めてその当時のことを振り返るとヒートアップしたという部分で、再開後に陳謝もさせていただいているという部分についてはご理解を頂ければと思います。

その中で、今回の発言、やはり一般質問というのは市長に対しての議論をする場であって、当然、今議会においてもそういった部分で議論に入ってしまった中で、議事録を皆さんお持ちかと思うのですが、これまでの経緯、一般質問の中でこういった形でそういった発言になったのかという部分について少し説明をさせていただきます。

議事録の中で、三崎中学校跡地売却についての質問に入った時点から大分、一般質問の中ではヒートアップというか、少しそういった状況になったことは事実であります。当初予定した質問にない方向に行ったという部分で、自分で書いたものと全然違った方向に行ったということも事実でありますけれども、そういったことはやはり議論の中で想定される範囲内のことでありますので、それも踏まえて議論をさせていただきました。

12ページあたりからの売却の問題で、私はこの問題、議案第89号として土地の売却についての議案を審査をさせていただいた総務経済の委員長を務めておりました。その中で、議事録の中で示されているように2億4,000万円での売却、それを意図的に出口市長が10億円という部分を、虚偽ではないかという質問をさせていただいたところであります。出口市長も答弁の中で9億数千万という部分を膨らました中で10億という、市民に聞こえのいい言葉を使って発信しているということ自体、虚偽ではないかということを指摘させていただいたところであります。

そういった質問が続いている中、14ページにありますように、職員に対して出口市長はどう思っているのかという質問をさせていただきました。これは職員が様々な資料を分析し、それを基に試算した評価額というものがあります。それを市長が、自分で議事録も見っていないという答弁の中で、10億という誤った情報を発信してしまったことについては反省していると述べられているところであります。

この時点から、やはり私としてもこのような答弁を頂いたにもかかわらず、まだその点については納得ができていない部分でもあります。そういった中で15ページにありますように、職員が本当に苦勞して金額を算出しているのですよ。それはあなたが市長になって、それを否定しているわけですよというような質問をさせていただきました。その答弁に対しても出口市長は、情報確認について徹底していきたいというふうに考えているという答弁をするなど、一貫して反省は

述べているけれども、そういったものが問題であったということには至らなかったというところ
であります。

結果的に、公職選挙法に違反しているという部分も触れた後に、やはり虚偽ではないかという
部分で問題を指摘している中で、問題となった点につきましては、16ページにありますようにハ
ラスメントの方向に行った時点からだと思っております。私の質問の中で、職員の気持ちを代弁
するような形で、市長がその後、職員に対し土下座でもして謝ってくださいよ、そのぐらいのこ
とをしたという自覚はないのかというような質問をさせていただき、その答弁について、調査請
求書の中では意図的に市長に圧力をかける目的で土下座を要求したということでもありますけれ
ども、決して私としてはこの質問の流れの中から土下座を要求したというわけではなく、土下座を
して謝ってぐらいの思いはないのか、自覚がないのかという形でこの内容を発信したところであ
ります。

請求者からは、この土下座という言葉の、使い方に問題があったという部分で調査請求を出さ
れていますが、決してこの調査請求の中にあるような要求をしたことには私としては当たらない
と考えておりますし、自信を持って言えるところでもあります。そして、その後に、調査請求の
中で、意図的に市長への圧力をかけることを目的に土下座という言葉を使い、ハラスメントであ
るということを指摘したということもありますけれども、一般質問の中でこのハラスメントとい
う言葉を使って質問をしようという部分は一切なく、もし必要であれば私の一般質問の、書いた
文章を見せてもいいのですけれども、この議論の中の流れとして結果的にこのような方向に行った
ということでもあります。

やはり一般質問の中で、私は常に質問に対して、一定の結果を出すために議論をしているとこ
ろでありまして、今回の議論もその結果を出すための一環としての議論であって、最終的に暫時
休憩というような形になった中で、市長のほうから謝罪という、こういう言葉も頂き、一定の成
果といえますか、そういった意味では質問に対してこのような謝罪をしていただいたということ、
また職員に対しても謝りたいというお気持ちも頂いたので、この質問に対しては、それ以上の質
問をすることなく終えたところでもあります。そして、その謝罪の後に、私のほうからヒートアッ
プして不適切な発言であったということについて、この点について申し訳ないという謝罪をさせ
ていただいたのが今回の経緯だと思っております。

一連の流れを踏まえて少し説明をさせていただきましたので、あとは皆様のご意見、質問を頂
いた中で、しっかりと説明責任を果たしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上であります。

○委員長 ありがとうございます。委員から質疑がありましたら、お願いいたします。

○委員 請求者の方、どこで一般質問を見ていらっしゃいましたかって質問したときに、ユーチ
ューブで見ていたというふうにおっしゃっていました。私、議場の中で一般質問を聞く中で、草
間議員は冒頭から落ち着いてというか、ヒートアップすることなく一般質問を聞いていく中で、

だんだん市長と答弁がかみ合っていないというか、そういう中で今おっしゃった土下座の発言というところで。あそこにいた私としても、市長に対して土下座しろとかそういう強要するような感じにはとれなかったのですけれども、やはり草間議員、ベテラン議員で、これまでなかなか一般質問でヒートアップする場面も見たことがなかったので、ちょっとびっくりしたところもあるのですけれども。やはり議長も務められた方だし、ヒートアップしたとはいえ土下座という言葉を使ってしまった。そういうところは先ほどご自身でも言っていて、反省をしていただきたいと思います。

そして、請求者は、議会もそういう発言に対して容認していたんじゃないかというところを言っていましたけれども、私自身としては土下座というワードに対しては、絶対使っちゃいけないと思いますし、今後きちんと、今説明とか陳謝というところでご自身の言葉でおっしゃったわけですから、その辺はきちんと請求した方も納得というのはどうかと思うのですけれども、説明をしていってほしいと思います。

私からは以上です。

○委員　　よろしくお願いします。先ほど説明聞かせていただきました。土下座という言葉、ヒートアップしてしまった、一般質問でそういう言葉を使ってしまったということに対して、申し訳なく思っているみたいなことを頂きましたが、改めて土下座という言葉がどのようなイメージを与えられるものなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○草間議員　　土下座という部分につきましては、世間一般に言われているように、やはり謝る中で一番屈辱的な部分かなというふうに、強い表現としては効果的かなという部分もあるかと思います。だからといって、それを意図的に使ったわけじゃないし、議論をしている中で出てきた部分でありまして、やはり職員や、また我々議員もですけども、議会の議決をしたという責任があります。職員もしっかりとした調査をした中で評価をしたという思いがあります。その思いを酌んだときに、やはりそのぐらいの一番強い、そういった土下座という言葉を使ったという部分については、そのぐらいの思いがないのかというものを聞いていますので、その点について、先ほども言ったような感じでありますけども。

最終的に、議事が止まって、冷静になって考えたときには、やはり発言自体、言葉尻だけで取れば不適切な部分、調査請求が出されても仕方ない部分だなというのは感じましたので、再開後に直ちにこの部分について謝罪をしたというのが経緯であります。

○委員　　再開後の謝罪というところで、その言葉の使い方が誤ってしまったんだろうなということが議事録からも見て取れるのですけれども。ヒートアップしてしまったというやり取りの中で、私も見ていましたし、何となくその場面が分かります。先ほどおっしゃっていた、総務経済委員長を務められて、職員と共につくり上げてきたことの思いを伝える中でヒートアップしてしまったというところがあったのかなと思います。

前回の請求者の話の中で、議会の品位と名誉を損なう行為であると言われていることに対して、

草間議員は議長も務められましたから、そのあたりも踏まえて客観的に、今、申し訳ないという思いも述べていただきましたが、改めて議会全体として、そういうところまでいってしまったということがどういう影響を与え得るものなのか、ご説明いただければと思います。

○草間議員　私も議員になって、政治倫理条例というのを熟知しているまではいかないので、様々な場面でこれを見させていただいております。その中で、第2条の2項に「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、自ら潔い態度をもって疑惑を解明し、その責任を明らかにするように努めなければならない」。これを基に、こういった倫理審査会が設置され、今回、私が当事者として呼ばれたという部分で、潔い態度でもって説明をするという部分については、これに沿った形ではさせていただいています。

それと、第4条にありますように「議員は、次に掲げる政治倫理基準を厳守しなければならない」「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為しないこと」とありますので、そこについては全く触れないという部分ではないですけども、今回そういった形で皆様も調査請求するべきだという判断をしたので、そのことについて、こちらのほうから否定するとかそういうことは一切するつもりはないのですけども。そういう部分についても理解をしておりますので、とにかく疑念を持たれている部分、調査請求の内容を読ませていただいた中で、一定の説明をできればという部分でここに出席をしております。そういった気持ちであります。

一般質問、ただ質問するだけじゃなくて、やっぱり議論という部分はそれぞれが対等の立場で市長と議員が、議論ですから時には言い争う部分も出てくると思うのでね。仕方がない部分もあるかと思うのですけども、発言そのものを取られて問題であるという部分であれば、これに抵触する可能性はあるかと思います。

○委員　分かりました。前回の請求者さんへの質問の中で、我々議会としても、あのときすぐ止めるべきではなかったかというところに対しては、我々の共通認識として、その言葉というものが、幾ら思いがあったとしてもその瞬間に、やはり違うイメージを与え得るものなのかなというのは認識したところであります。

それに関して、休憩後に謝罪として、私のほうからも少しヒートアップして不適切な発言があったかと思いますが、その点については大変申し訳なかったと述べておられますが、この議事録を読むと、本当に申し訳なかったというのが伝わるのですが、結局請求に上がってしまった以上、その誠意が伝わっていないのかなと感じるのですが、草間議員からこの政治倫理審査会を通して、改めてそのあたりが伝わっているのかどうか、どう思いますでしょうか。

○草間議員　この間の内容については私も聞いてましたので、そういった発言もあったという部分については、やはり我々議員、常にそれぞれの議員の質問に対しては注視をしているところがあります。

私も何度かそういった意味では議事進行等をかけさせていただいた部分もあるかと思うのです

けども、あの部分でそういった議事進行なり、今の発言は不適切であるという部分で言うのであれば、改めてその時点で不適切な発言だったと理解できたかと思うのですが、そこら辺ができなかった部分については、やはり私として不徳のいたすところであったと、今思いますとそういった部分であります。

それと、やはりユーチューブあるいはそういった中で、この土下座という言葉を中心に考えたときに、それを連呼することによってそれが前に出てしまうと。しかし、議論をしていく中の流れというものがありますので、そういった意味で先ほど説明しましたように、一般質問をずっと最初から聞いていただいている部分、あるいは現場にいる中で、そういった流れにだんだんとなっていく部分も含めた中で、そういった一連の流れがありますので、言葉尻を捉えてこのような形で調査請求を出されるということは、やはり要求に当たらないと自分も考えておりますし、そして本会議の中で不穏当な発言あるいは問題発言をした場合に、陳謝あるいは謝罪をしているというものでありますので、私もそういった形をとらせていただいたというのが事実であり、その時点では倫理調査請求に値する、そこまでの考えはなかったことは事実です。

○委員　そのときは気づかなかったというのが1つ大きなところだと思うのですが、後に謝罪という言葉、申し訳なかったというところは、先ほど草間議員がおっしゃったように言葉だけでとらえてしまう部分と、全体の一般質問の流れの捉え方で大きく変わってしまうものだなというのを感じるところであります。私からは以上です。

○草間議員　今、出口市長の様々なSNSの発信について問題になっている部分というのは、そういった言葉尻をとって、それを連呼して流していること自体が問題だと思うんですよ。今回のケースもおそらく、この土下座という部分を連呼していることによって、意図的に私がやったんじゃないかという憶測の中でこういった請求を出されている部分もあると感じるところもあります。

また、請求者については出口市長の選挙に関わった市民でありますけれども、その方でも、やはり一般市民の方からそういった部分を出されたことについては、やはり今となっては本当に痛恨の極みであり、不徳の致すところであったというような思いであります。

○委員　議事録で、やはり私も当時の状況を振り返ってみると、例えば14ページぐらいからなんですかね、もうかなり前の段階の議論から、草間議員の質問の意図と出口市長の答弁が全くかみ合っていなかったなというところはずっと感じながら当該のところまで行って、そこらも含めて議事進行を当時かけたという経緯がありましたけれども。

1点だけ確認したかったのが、休憩挟んだ後、草間議員のほうで、ヒートアップをして不適切な発言があったかと思いますが、その点について大変申し訳ないと思っているというところで、これ意図的なのか分からないですけど、あえてぼかして申し訳ないというところを言ったから、この「不適切な発言」が何を指しているのかというところが、聞いている側としてはちょっと分かりにくかったかもしれないんですけど、今の話を聞いていると土下座という言葉を使ったこと

と解釈していますけれども、この辺のところ、こういった謝罪になったというところの経緯も含めて、改めてそのお考えを伺います。

○草間議員　ここであえて土下座という言葉を使わなかったという部分は、やはり繰り返になってしまうということ。この件に対して不適切だったという発言は普通の発言だと思っているので、そこについては何ら問題はなかったという部分であります。大変申し訳なかったと謝罪した時点では、この一連の流れの中で自分の行った行為、その一部の発言については不適切という部分を感じたのですけども、流れの中で行った行為については、結果的には市長がこの議案の、城山の売却に関する情報発信については謝罪をしているということで、結果が出たということでそういった謝罪になったかと思います。

○委員　分かりました。

○委員　何点かお聞きします。冒頭で、調査請求が出されたことに対して謝り、ご迷惑をかけたと言われているのは、この審査会に対して迷惑をかけたという意味なんですか。

○草間議員　それもありますけども、やはり市民の方が調査請求をしたという、一般質問の中で土下座という部分を強調した中で調査請求が出されたということに関しては大変申し訳なかったと。一議員として配慮が足りなかったと言われれば確かに足りなかった部分かもしれませんが、そういったものも含めての謝罪であります。

○委員　土下座をしてでも謝ってくださいよって言ったのは、市長に対して言っているので、例えば市長に対しては陳謝、申し訳なかったというふうには思っていないのですか。

○草間議員　ここまでの流れを先ほど説明しましたけども、この案件につきましては、やはり職員がこれまで苦労してきた、しっかりとした数字を出していただいたわけですよ。それに対して、当時、総務経済の委員会の中でも様々な議論を踏まえた中で議決している。そういった我々の議決した内容をあたかも間違っているような感じで、10億で売却できるのを2億4,000万で売っていると言われてしますので、その時点では、市長の情報発信の誤っていることについて追及しているので、市長に対してという部分は、そのぐらいの気持ちがないのかということは確かに市長に対して言っていることであります。

本来、例えば議会が議決して、あるいは市の職員が算出した金額について非常に問題があるということであれば、市民のほうから訴えることができるんですよね。そして、しっかりとした調査を求めることもできますので、もしそこまで、本当にこの出口市長が10億の価値があったということが、確実に持っているのであれば訴えることができたと思います。

○委員　そっちの内容まで入っちゃうと長くなっちゃうんですけど、10億円の価値があるのを2億4,000万円で売却したということ自体は市長も、仕事を否定する形になってしまったということでおわびしたいというふうには言っているわけですよ。だけど、土下座をしてまでもというそのフレーズ、言葉を言わなくても、職員に対して済まないと思っているのか、そういう言い方ができるので、わざわざ土下座という発言、フレーズを使わなくてもよかった。そのことによって

この審査会が開かれていると思うんです。その流れはあります、問題の議論もあります、だけど、市長がその職員に土下座をしてでも謝ってくださいよというこの言葉自体は、やはり市長に対して土下座を要求したということになるんじゃないですか。

○草間議員　土下座までに至る経緯については、先ほども説明したように、何度も市長に対して、本当に苦勞して算出した金額を否定しているので質問をしております。その中で、やはり情報の確認不足だった、あるいは誤った情報を発信してしまったという部分で、職員に対してそういった謝るということをはっきりと言わない。答弁していただけなかったのも、そこまで突き詰めてしまったというのが、その当時の心境であります。

○委員　16ページの真ん中ちょっと上に、結果的に職員の皆さんの仕事に対して誤った情報に基づいて批判してしまった。そのことで皆さんの仕事を否定する形になってしまったことについては本当におわびしたいというふうに考えていますって言っているんですよ。その前にも同じような内容で、市長はおわびしたいとか申し訳なかったみたいなことを何回も言っているにもかかわらず、草間議員は何回も。それで、その後にハラスメントの例を取り上げて言っているんですよ。市長はおわびをしているのに何回も草間議員が質問をして、最終的に土下座でもして謝ってくださいよということで土下座を要求したという文脈になっているんですよ。なので、土下座は要求していないというふうに先ほど言っていたんですけど、これは土下座を要求したということになるんじゃないですか。

○草間議員　これまでの議論の中で、何度かそういった意味で謝っているという部分が議事録に載っていますけども、私としては職員に対して面と向かって謝っていただきたいという部分を含めての議論の経過がありますので、そういった意味で、土下座を要求したという意図は私の段階ではなかったということで、ないという発言をさせていただいたところであります。やはり議論している中で、出口市長はあらゆるところで、これまでも反省している、情報発信に誤りがある、そういった部分では謝っているけれども、誠意が伝わってきていないので、そのときにも誠意が伝わっていて、職員に対して謝りたいという発言をしているならともかく、まだそこまで至っていないという部分で強い言葉を使ってしまったというのが事実であります。

○委員　先ほども出ましたが、休憩後に、少しヒートアップして不適切な発言があったというのは、これは先ほども話があったんですけど、「不適切な発言」というのは職員に土下座でもして誤ってくださいよという、ここの部分じゃないんですか。

○草間議員　当然この部分であります。しかしこれ、土下座でもして謝ってくださいよ。土下座をして謝ってくれと要求をしたわけじゃないのでね。私としては、その当時の発言の中では、そこまでは至っていないという部分であります。

○委員　謝ってくださいよと言うのは要求じゃないですかね。

○草間議員　この時点で、私の謝ってくださいという部分は、要求ではないと思っております。謝れ、謝るべきだ、そこまで行くと要求かもしれませんけども、そういった言葉を使ったわけで

はないし、実際に市長がこの言葉を受けて土下座をしたということであれば非常に問題があったという部分では、私としても責任を取る必要があるなと思っております。

○委員　　そうなっちゃうと日本語の問題でね。1万円くださいよ、いや1万円は要求していないですよで通用するんですかね。

○草間議員　　繰り返しになりますけど、その点については今でも要求をしたという事実ではないと思っております。

○委員　　じゃ、何をしたんですか。

○草間議員　　議論をしたんです。

○委員　　土下座でもして謝ってくださいよって議論なんですか。

○草間議員　　謝ってくださいよという部分で、そのぐらいのことをしたという自覚がないのかということ問うたという部分です。

○委員　　かみ合わない。それこそ日本語の勉強になっちゃうんだけど、謝ってくださいよというのは、これは要求ですよ。この間の審査会では強要という言葉も使わせてもらったんですけど、謝ってくださいよというのは、どう考えたって要求。「くださいよ」だから、命令調ではないにしても要求ですよ。一般的にはね。一般的じゃないな、常識的じゃないですかね。

○草間議員　　なかなかかみ合わないところでありますけれども、「くださいよ」ということで止めていること自体、私としては要求ではないというように思います。

○委員　　さっきのやり取りで、例えば条例の4条でしたっけ、不正の疑惑のところ草間議員が、触れないということではないという言い方だとか、抵触すると思うという言い方もしたんですけど、それについては、要求していないならば、抵触しないと言い切っちゃったほうが文脈としては正しいのかなと思うのですが、その辺はどうですか。

○草間議員　　そのような発言になったと思うんですけども、これはやはり皆様が判断することありますので、私のほうから意見を述べさせていただく中で、その意見で皆様が判断することありますので、その判断がどう出るかについては今答えることはできません。

○委員　　要求しているか、していないか、草間議員としては要求していないというふうに思っているけど、審査会としてどういうふうに判断するかに委ねるということですか。

○草間議員　　これから皆様がどういう判断をするかという部分があるかと思うのですが、私としてはこの一般質問、市長に対しての質問の中で、この審査請求にあるように、土下座はあくまでも要求したわけではないということ、職員の思いを思った中での発言でありまして、市長に対して道義的責任はないですかというところまで追及するための言葉尻の部分だったというふうに思っております。

○委員　　職員のことを考えて発言したというところは、それは文脈で分かるんですよ。だけど、その言い方なんですよ。職員に謝罪してくださいよ。その前にも何回も言っているんですよ。市長は本当におわびしたいということも言っているんで、そこはもう、市長のほうはおわびして

いるというふうに考えられる。謝っているにもかかわらず、その後に土下座でも謝ってくださいよというふうに言っていること自体は、繰り返しになっちゃうけれど、土下座を要求して市長に謝らせるということだったんだろうなというふうに思うのですけれど、そうではないんですか。

○草間議員　先ほども申したように、幾度となくそういった質問を繰り返す中で、一定の謝罪をしたい思いはあるという部分ではありましたけれども、実際に職員に対して具体的にそういった行為がなされるかという部分については、最後の市長の答弁で初めて明らかになった部分でありますので、この質問をやっている段階ではそういった考えはありませんでした。

○委員　本当におわびしたいというふうに考えておりますって市長は言っているんですよ。休憩の後にも、この点についてはおわびしたいと考えておりますって言うてはいるんですよ。

○草間議員　言うてはいるとしても私には伝わってなかったということで、その先に進んだということでご理解を頂ければと思います。

○委員　だからといって、土下座でもして謝ってくださいよという発言をしてもいいんですかね。

○草間議員　繰り返しになりますけども、この時点で、土下座でもして謝ってくださいよ、そのぐらいのことをしたという自覚はないのかと市長に問うているのでね、要求をしたという意図はないと今でも自信を持って言えます。

○委員　要求なんでしょうね。そのぐらいのことをしたんだから謝ってくださいよ、道義的責任はないんですかというふうに、この文面だと土下座を要求したというふうに私は捉えます。

それと、大変申し訳なかった。休憩後、草間議員は言っているんですけど、それについて……さっき回答があったんだっけ。土下座をしてくださいよということが不適切な発言だったということでしたっけ。

○草間議員　土下座というものを、一つの言葉としての言葉尻として捉えられている以上、そこも含まれるということでもあります。全体の部分を含めた中での不適切な発言の中で、この土下座という部分も含まれております。

○委員　土下座以外で不適切な発言ってどこですか。土下座も含めて、何かほかにもあるんだみたいな言い方をしていたけど、私はそうは思わないですよ、逆に。

○草間議員　私としてはそのときには、意図的に土下座を強要したという部分を調査請求されていきますけども、意図的に土下座を要求したという考えを持っていないし、そういったことを求めるという意思もなかったのですね。そこについてはそう考えているし、今言われたように、土下座という部分については大変申し訳なかったという部分であります。それ以外の部分については……、今の発言については少し訂正をさせていただきますけども、土下座という部分について大変申し訳なかったという部分を謝ったところであります。

○委員　最初のほうに戻っちゃうんだけど、土下座は申し訳なかったというのは、さっき、この審査会、それと市民に対してということなんですけど、市長に対しても申し訳ないというふうに思っているんですか。

○草間議員　市長とは議論の一環でやっていますので、直接市長にこれは申し訳なかったか、申し訳なくなかったかという部分については、やはりあくまでも対等の立場で議論をしている中で、自分としては発言の時点では市長に対してはそういった思いがなかったと思います。

○委員　今は。

○草間議員　改めてこういった皆様の意見を聞く中では、やはりこの部分の発言については不適切な部分があったということについては、皆さんがどう判断するかも含めて、私としては多少はあったという部分があると思います。

○委員　市長に対しても申し訳なかったというふうに考えているということですか。

○草間議員　なかなかそこは難しい部分でありますし、やはり常々、私は一般質問で議論をしている中で、対等の立場で発言をしている部分でありますので、強要したということであれば大変申し訳なかったという部分もありますけれども、強要をしていないという部分について私は常々申しておりますので、このときの発言については強要したという思いはないので、その時点では市長に対して申し訳ないという部分はなかったというのが事実であります。

○委員　あくまでも土下座を要求していないから、市長に対しては申し訳ないという気持ちではないということですか。今の時点で。

○草間議員　今の時点では、これからいろいろな、市長に対しても質問するということでありますので、この審査会の経緯を含めた中でどう判断するかということは、その時点で判断をしたいと思いますので、今の時点ではそこまで発言はできないということがあります。

○委員　そうすると、もう一度、草間議員出てきてくださいというような場面があったときは、そこでは表明できますか。

○草間議員　政治倫理条例の中にも、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に努めるという部分もありますので、当然出席をさせていただきます。

○委員　土下座でもしてという発言は、繰り返しになって申し訳ないんですけど、条例の4条で、議会の品位と名誉を損なう行為だとは考えているんですか。

○草間議員　この審査会がありますよね。皆様の意見を踏まえた中で、品位と名誉を損なうような行為を慎みという部分については、しっかりと判断する時期には判断をしたいと思います。

○委員　同じところに、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為を……ということなんですけど、不正な行為、正しくない行為だったというふうには考えていますか。

○草間議員　議会の議論の中ではそういったことは該当しないと私は思っております。

○委員　いや、現在。

○草間議員　この発言については、発言当時のことを考えると、そういった部分には抵触しないと思っております。

○委員　草間議員の割には潔くないなというふうにね……。今日なんかも、議案質疑なんて非常に的確に質疑をして。この一般質問も、程度もありますけど、私もこの土地の売却については賛

成をしていますから、市長の発言、SNSでの発信というのはおかしいんじゃないかなというふうに思っていますからね。一般質問の内容については、ちょっとしつこいところもあるけれど内容についてはいいのかなというふうに思っていたんだけど、やっぱりこの土下座でもして謝ってくださいよって、ここはね、私は駄目だと思いますよ。やっぱり反省をしていかなければいけないだろうな。議会の品位と名誉を損なって、正しくない行為だったんだろうなというふうに潔く認めることが必要かなと思うのですけど、その辺はどうですか。

○草間議員　これはやはり自分個人が判断する問題でもない部分もありますし、その点については審査会の委員の皆様の意見を参考にした中で、潔いか悪いかという部分についても判断をしたいと思います。

とにかく、私も一般質問、今回の出口市長の様々な発言に対して、1つはやはり虚偽ではないかという部分を何度も指摘をさせていただいています。この城山の10億に関しては。そのぐらいの発信をしたというね、まだそこら辺については特別委員会の中でも議論が深まっていないので、そこら辺の議論も深めた中で市長がどういった発言をするかによっても私の判断というものが変わってくるかと思いますので。

今後、審査会の中でも市長を呼ぶというお話もあるかと思うのですけども、そういったいろんな議論を踏まえた中で総合的に判断をさせていただいて、自分としては判断をしたいなというのが今の思いであります。

○委員　この言葉が市長に対してのハラスメントだという認識はありますか。

○草間議員　ハラスメントという部分を一般質問の中で準備していたわけじゃないのでね。この流れの中で、市長はほかの部分で、社会福祉協議会等に対してもそういった意図的な発信をしておりますので、そういった発言も含めて、あるいは行政のハラスメント対策についても言及をしておりますので、ハラスメントという部分がこの質問の中で出てきたというのが事実であります。

○委員　そうじゃなくて、草間議員が市長に対してハラスメントをしたんじゃないか。

○草間議員　最初に言いましたように、それぞれ市民の負託を受けて、二代表制の一翼の議員として、あるいは首長、トップである市長に対して、私としては対等な立場での発言だという部分についてはハラスメントに当たらないというふうに思っております。

○委員　「ハラスメントに該当しないと言うけれども、これをつくった職員がそう感じればハラスメントなんですよ」と言うこと自体は、そう思っていますか。

○草間議員　相手であります出口市長がハラスメントと感じているかという部分については、私としては計り知れない部分がありますので、そこら辺については当事者に聞いていただければ結構かと思います。

○委員　出口市長が不快な思いをした、ハラスメントだったというふうに思った、感じたということだったならば、ハラスメントをしたということは認めますか。

○草間議員　それはその時点で、そういった発言があったということについては少し精査をさせ

ていただき、自分として判断をいたします。

○委員 精査をするまでもないじゃないですか。「ハラスメントに該当しないと言うけれども、これをつくった職員がそう感じればハラスメントなんですよ」ということだから。それは草間議員がハラスメントをしたかしないかという精査をするんじゃないくて、市長がハラスメントをされたという時点でハラスメントになるんじゃないですか。

○草間議員 もしそうであれば、市長がハラスメントという発言をするということであれば、それは自分もこういった発言をしていますのでね、ハラスメントに当たるのではないのでしょうか。

○委員 なかなか、草間さんの割には歯切れがよくないというふうには……。市長のほうにも聞かなきゃいけないことなので。私は終わります。

○委員 確認のために質問しますが、政治倫理条例第4条第1項の品位と名誉を損なうような一切の行為を慎むということには、今回の件は該当すると感じますか。

○草間議員 調査請求を出された方については、そういった部分に抵触するという意見も頂いております。しかしながら、私はあくまでも議論の一環としてこの一般質問をやっている中では、現段階では品位と名誉を損ねる行為ではなかったというように思っています。

○委員 政治倫理条例第2条第2項では、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、ということには該当すると思いますか。

○草間議員 このように調査請求が出されたという時点では、疑惑を持たれたという部分で調査請求を出されたと思うので、出すほうの考えはそういった考えで出されたと思っております。

○委員 今回の土下座という発言につきましては、一般質問の流れからすると、城山の土地売却の価格の問題についていろいろ議論があり、その担当職員に対するハラスメントというようなことの議論もあり、ハラスメントに当たるか当たらないかというような議論があつて、そういった繰り返しの中でヒートアップされたという発言もございますが、そういった結果で土下座でもしてというような、平たく言うと口が滑ったっていうんですかね、意図的ではないとは思いますが。そういう、土下座と言ったことは意図的ではないということによろしいですか。

○草間議員 これも繰り返しになりますけれども、この時点では意図的にこの土下座という部分で強く非難をしたということではなく、職員の思いを言葉で表した中でこういった言葉を使って、そのぐらいのことをしたという自覚を持っていただきたいという思いで発言をしたということがあります。

○委員 市職員に対して土下座でもしてという、土下座という言葉と、土下座でもという言葉と、ちょっとニュアンスが違うと思うのですが、一つの例として土下座、というふうにも取れると思うのですが、その辺については何か意識的なことはございますでしょうか。

○草間議員 この発言の当時を思い返した中で、そういったところまで踏み込んで考えて発言は、「でもして」という部分については、土下座をしろというような要求じゃないので、そういった意味も含まれた中での発言だと思っております。

○委員 会議録の流れを見ても、私もその場にいた一人として、ずっと質問が続いていて、最後のところで土下座でもして謝ってはどうかという発言が出て。流れからすると、私も意図的に土下座と言ったわけではないと思います。ただ、言葉だけ取ると、土下座という言葉が強い言葉ですし、請求者が言っているような、それだけ見ると議会の品位と名誉を損なう発言だったと取っていますけど、この一連の流れから見て、土下座でもしてという言い方をしたのは、意図的でもないし、要求しているわけでもないということでもありますので、それは議会の名誉を傷つけるという、そういったことまでには当たらないのかなという認識を現状ではしています。以上です。

○委員 大分聞きたいことは明らかになったんですけれども、休憩後の議論の中で、先ほど来出てきたところで「不適切な発言があったかと思いますが、その点については大変申し訳なかったと思っておりますので、よろしくお願いいたします」。その続きで、「速やかに削除をして、やはりこれはもう明らかに問題があるという部分で削除していただければ」というふうに続いているんですけれども、もう明らかに問題がある、それはどういうところを指してそういうふうに言われたのか、その真意を聞かせてもらえますか。

○草間議員 速やかに削除をしてという部分は、市長のSNSの部分で削除してという流れでありますので、そこは切り離して考えていただかなければいけないのかなと思っております。

○委員 そっちな。それは分かりました。

今の議論の中で、市長がハラスメントだと思ったらハラスメントに当たるというようなことを草間さんから言われたわけなんですけれども、市長に聞いてみないと市長がどう思っているか分かりません。ただ、やっぱりハラスメントって受けた方の立場で判断されるもので、やっぱり議員として言葉も選んでいかなければならない。そういったところでちょっと冷静さが欠けていたなとは思っています。

それで、こうやってこの審査会も開かれるようになりましたし、我々も今、時間を割いて議論をさせてもらっているわけなんですけれども、こういったことに対しての責任とか、そういうものを何か考えていますか。

○草間議員 現段階では、まだそこまでは考えていません。

○委員 今後、市長のほうからも事情を聞いた中で、どういうふうになるか分かりませんが、また改めてそういうのを聞けたらいいなと思いますので、私からは以上です。

○委員 土下座でもして謝ってくださいよということで質問されて、書いてあるんですよ、ですよ、みたいな感じで言われていたんですけども。

土下座でもして謝ってくださいというのは、大きく3つに分かれると思うんですけども、謝ってほしいという願いなのか、要求なのか、強要なのかっていったら、どれに当たると思われますか。

○草間議員 当然、願いであります。お願いであります。

○委員 分かりました。土下座という最も丁寧な方法で謝罪するくらい深く謝罪をしてほしいという感じで、直訳すると多分なるとは思うのですけども。

あと最後に、あの時間にもし戻れるのであれば、どういう言い方をしたほうがよかったのかなというのがありますか。

○草間議員 なかなかそういった発想をしたこともないし、実際には戻れないのでね。もう既に発言をしてしまっていることが事実でありますので、それをどう皆さんが判断するかという部分でありますので、現段階ではそういった、戻って、どう思いますかということについては答えられません。

○委員 先ほど来、ハラスメント、ハラスメントと言っているのですけども、ハラスメントというのはいろいろ種類があると思うので、パワーハラスメントのことですか。

○草間議員 質問からはハラスメントと言われているので、パワーハラスメントというわけじゃなくてハラスメント。

○委員 分かりました。私のほうは以上です。

○委員長 他になれば、以上で質疑を終了します。

それでは、草間議員にはご退席をお願いします。ご苦労さまでした。

〔草間道治議員 退席〕

○委員長 次に、次回の審査に関することです。

次回は、本件の関係者として出口市長に参考人として出席を求め、質疑を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり） では、出口市長に次回の審査会に出席を求めることにいたします。

本日の審査は、以上で終了いたします。

次回の開催は、10月8日午前10時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会します。ご苦労さまでした。
